

1 1. 子育て支援、児童福祉

(1) 社会経済動向の概要

【近年の社会動向】

①子育て支援

- ・平成 19（2007）年 12 月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられた。ここでは、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」およびその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として同時並行的に推進していくこととしている。
- ・保育所施設数、利用児童数は近年一貫して増加傾向にあり、平成 19（2007）年 4 月現在の保育所利用児童の割合は、就学前児童全体の 30.2%となっている。
- ・平成 19（2007）年 4 月現在の待機児童数は約 18,000 人であり、1・2 歳児の低年齢児童が多く、都市部に集中している。
- ・行政機関による保育サービスだけでなく、事業所内託児や地域の子育て力との連携による多様な子育て支援が進められている。

②児童手当

- ・子育て世代の経済的負担軽減のための児童手当制度改正が図られたこと等によって、児童・家族関連給付費は増加してきているものの、社会保障給付費全体に占める割合は、わずかに 4%程度となっている。

③児童健全育成

- ・児童に係る様々な問題に対して相談に応じる児童相談所の相談件数は、38 万件（平成 18（2006）年度）を超えており、そのうちの児童虐待の相談件数は一貫して増加し、平成 18 年度には 3 万 7 千件を超えた。
- ・放課後の児童の健全育成を支援する放課後児童クラブは、平成 19（2007）年に全国で約 1 万 7 千か所、登録児童数約 75 万人となっている。平成 19（2007）年度からは文部科学省所管の地域子ども教室と連携し、全ての小学校区での実施を目指している。



【課題】

- * 就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する上では、企業の果たす役割が大きく、合わせて家庭や地域、国・自治体等、社会全体の理解と協力が求められる。
- * 社会情勢の変化や多様な就労形態等を受けて、待機児童の解消、多様な保育サービスニーズへの対応、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減など、子育て支援の充実が求められる。
- * 児童の心身の健全な育成のために、子ども自身が抱える問題や家庭・親、学校等が抱える問題の解決、児童虐待を始めとして深刻化・複雑化する相談内容に対応するための相談体制の充実が求められる。
- * 放課後児童対策としては、家庭の負担軽減や養育者の就業支援の観点だけでなく、子どもの心身の健全な育成の観点から、子ども同士の交流や学習機会の創出など様々な施策を講じる必要があるとされてきている。

(2) 個別分野の内容

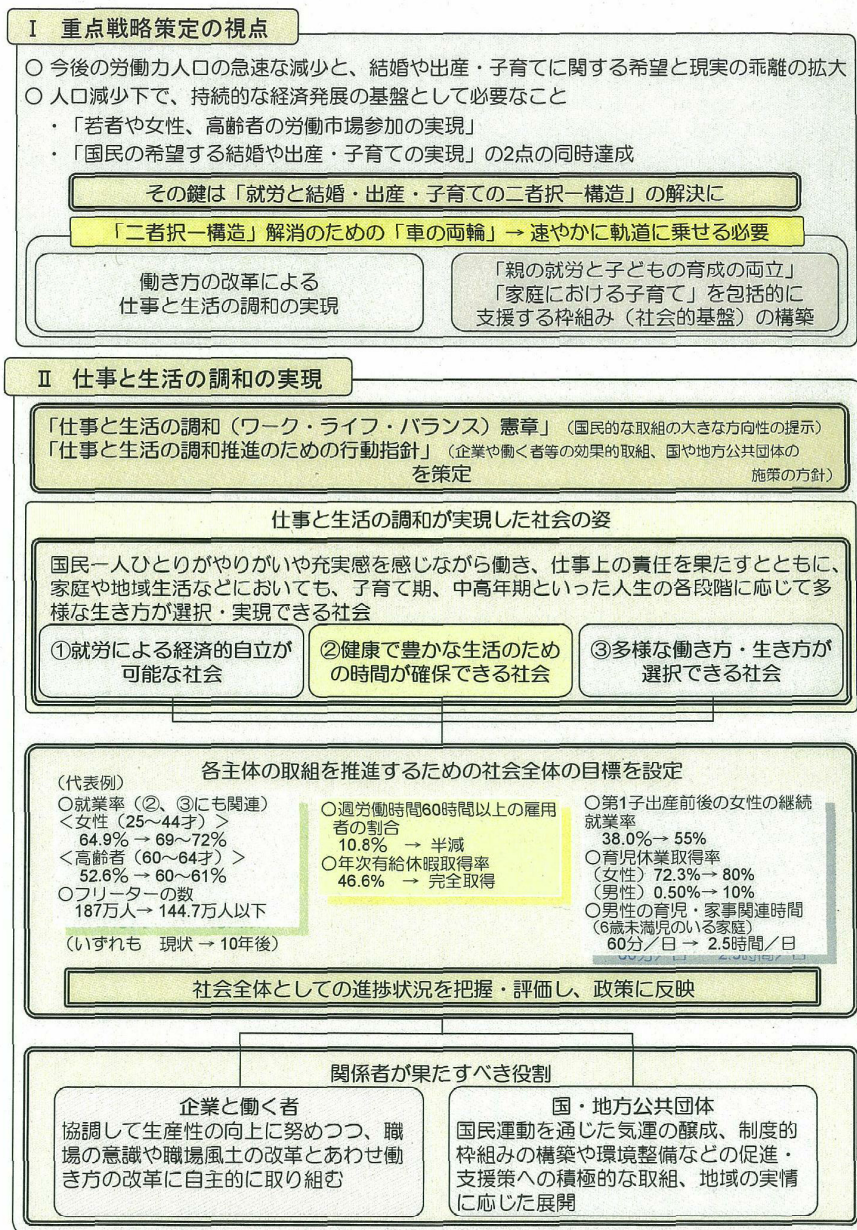
① 子育て支援

a) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 19 (2007) 年 2 月、少子化社会対策会議において、2030 年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、少子化対策の効果的な再構築・実行を図るため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針が決定され、同年 12 月に重点戦略がとりまとめられた。

ここでは就労と出産・子育ての二者択一構造を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現」およびその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として同時並行的に推進していくこととしている。

図表 1 1-1 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント



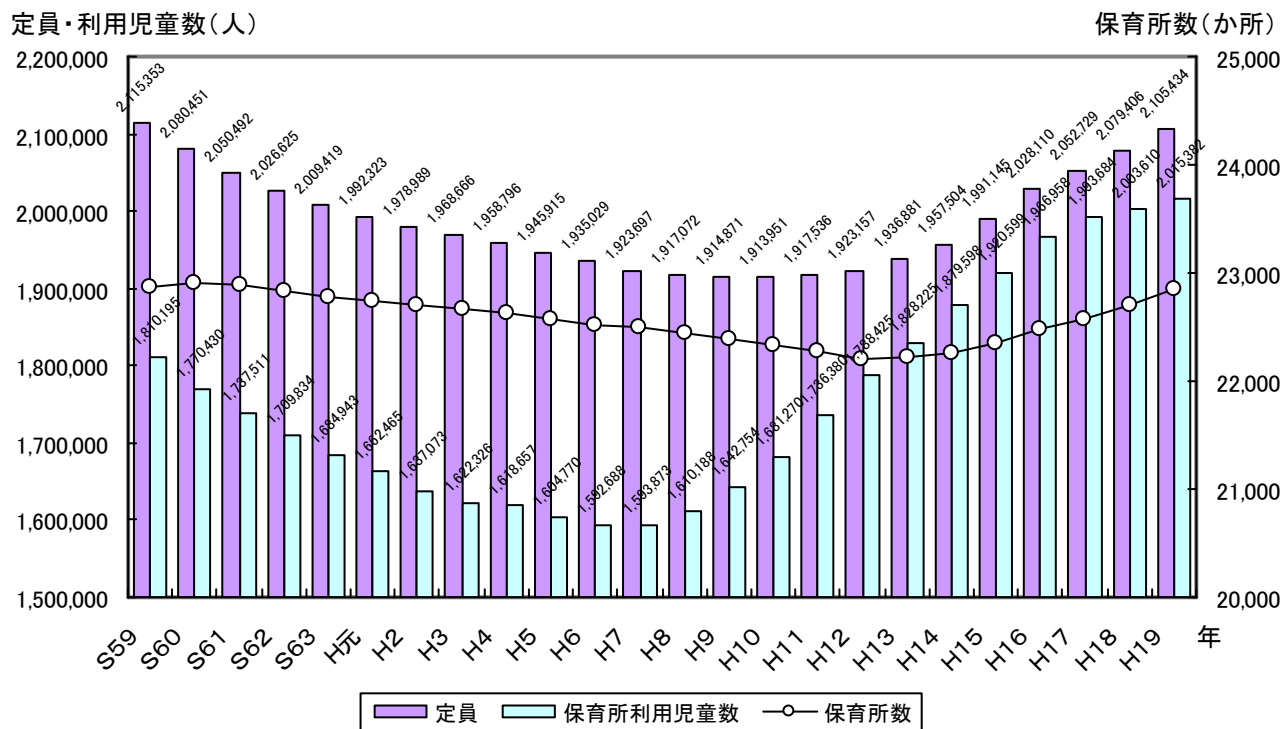
資料) 厚生労働省ウェブサイト

b) 保育所利用

b. 1. 保育所利用児童数

平成 19（2007）年 4 月現在の保育所数は、約 2 万 3 千か所、定員は約 210 万 5 千人であり、前年同月と比較して、約 150 か所、約 2 万 6 千人の増加と着実に伸びてきている。また、保育所利用児童数は、近年増加傾向にあり、前年から 1 万 1,772 人(0.6%)増加し、約 201 万 5 千人となっている。

図表 1 1-2 保育所定員・保育所利用児童数・保育所数の推移



資料) 厚生労働省「保育所の状況（平成 19 年 4 月 1 日）等について」（平成 19 年 9 月 7 日）より三菱 U F J リサーチ&コンサルティング作成

b. 2. 保育所利用児童の割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は 30.2%で、前年の 29.6%に比べ 0.6 ポイント高くなっている。

図表 1 1-3 年齢区別の保育所利用児童の割合

	19 年保育所利用児童の割合		18 年保育所利用児童の割合	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児(0～2 歳)	654,754 人	20.3%	640,293 人	19.6%
うち 0 歳児	84,297	7.8%	78,420	7.4%
うち 1・2 歳児	570,457	26.6%	561,873	25.5%
3 歳以上児	1,360,628	39.6%	1,363,317	39.0%
全年齢児計	2,015,382	30.2%	2,003,610	29.6%

注) 保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数

資料) 厚生労働省「保育所の状況（平成 19 年 4 月 1 日）等について」（平成 19 年 9 月 7 日）より三菱

UFJ リサーチ&コンサルティング作成

c) 待機児童

平成 19（2007）年 4 月現在の待機児童数は 17,926 人であり、年齢区分では、1・2 歳児の待機児童数(10,873 人、60.7%)が多く、待機児童数全体の 72.2%を占める。また、待機児童の 75.0%は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の 7 都府県（政令指定都市・中核市含む）およびその他の政令指定都市・中核市が占める。

図表 1 1-4 年齢区別の待機児童数

	19 年利用児童数(%)		19 年待機児童数(%)	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児(0～2 歳)	654,754 人	32.5%	12,942 人	72.2%
うち 0 歳児	84,297	4.2%	2,069	11.5%
うち 1・2 歳児	570,457	28.3%	10,873	60.7%
3 歳以上児	1,360,628	67.5%	4,984	27.8%
全年齢児計	2,015,382	100.0%	17,926	100.0%

図表 1 1-5 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(人, %)		待機児童数(人, %)	
	人数	割合	人数	割合
7 都府県・指定都市・中核市	1,001,775 人	49.7%	13,437 人	75.0%
その他の道県	1,013,607 人	50.3%	4,489 人	25.0%
全国計	2,015,382 人	100.0%	17,926 人	100.0%

資料) いずれも厚生労働省「保育所の状況（平成 19 年 4 月 1 日）等について」（平成 19 年 9 月 7 日）

より三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

d) 多様な保育サービス

d.1. 多様な保育ニーズへの対応

多様な就労時間・就労形態や子どもの年齢・状態に応じた、短時間や隔日の保育、夜間帯や休日などの保育時間の設定や、病児・病後児の対応、また、在宅子育て家庭に対する保育サービスの充実など、様々な保育ニーズが高まっている中で、質・量両面での保育サービスの基盤整備が進められている。

図表 11-6 保育サービスの概要と実績

事業名称	概要	平成18年度 実施か所数
延長保育	保護者の長時間の通勤等、長時間の保育に対する需要に対応するため、通常の開所時間（11時間）を超えて保育を実施	8,976 か所
夜間保育所	おおむね午後10時頃まで開所し保育を実施	80 か所*
送迎保育ステーション事業	駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し保育所へ送迎するサービスを実施	6 か所*
特定保育事業	週2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスの実施	1,243 か所*
預かり保育	幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施	9,809 か所
家庭的保育事業	保育需要の増に対応するための応急措置 保育所との連携又は保育所での一体的な実施により、保育者の居宅において少人数の就学前児童を保育する	1,300 人*
事業所内託児施設	労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1を支給	347 件*
一時預かりサービス（一時保育）	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対する需要に対応	6,759 か所*
地域子育て支援センター	保育所において地域の子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う	3,436 か所
つどいの広場	おおむね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる場として、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用して設置 NPO等多様な主体により運営されている	694 か所
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う	540 か所 (平成19年度)

注) ※は平成19(2007)年度予算実施か所数

資料) 内閣府「平成20年版 少子化社会白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

e) 幼稚園と保育所の連携等

平成 18 年（2006）年、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立・施行され、認定こども園（就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する機能を備える施設）制度が設けられた。平成 20（2008）年 4 月 1 日現在の認定こども園の認定件数は、全国で 229 件となっており、平成 19（2007）年 4 月 1 日現在と比較し、135 件増加した。

図表 11-7 認定こども園の認定件数

	認定件数	（公私の内訳）		（類型別の内訳）			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成 20 年 4 月 1 日現在	229	55	174	104	76	35	14
平成 19 年 8 月 1 日現在	105	25	80	49	37	13	6
平成 19 年 4 月 1 日現在	94	23	71	45	32	13	4

注) 幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

資料) 文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室「認定こども園の平成 20 年 4 月 1 日現在の認定件数について」（平成 20 年 5 月 16 日）より三菱 U F J リサーチ & コンサルティング作成

② 児童手当

a) 児童手当制度

児童手当制度は、発足以降、数度にわたり充実が図られており、平成19(2007)年4月には、児童手当法が改正され、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額は一律月1万円に引き上げられた。

図表 11-8 児童手当制度

支給対象	3歳未満の児童の養育者
支給額(月額)	一律10,000円
支給期間	3歳の誕生日前の児童(3歳の誕生日月まで)

支給対象	3歳以上小学校修了前の児童(12歳到達後初めての年度末までの児童)の養育者
支給額(月額)	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降1人につき 10,000円
支給期間	小学校修了前の児童(12歳到達後初めての年度末まで)

資料) 内閣府「平成20年版 少子化社会白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

b) 児童・家庭関連給付費の推移

児童手当給付額は、増加傾向にあるが、社会保障給付費全体に占める割合は、わずかに増加しているとはいえ、4%程度であり、約70%を占める高齢者関連給付費に比べれば少額といえる。

図表 11-9 児童・家族関連給付費の推移

年度	児童手当計							総計		
	児童手当		児童扶養手当等	児童福祉サービス	育児休業給付	合計	出産関係費	対前年度伸び率	給付費に占める割合	
	億円	億円								億円
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△1.5	3.4
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1

出典) 国立社会保障・人口問題研究所「平成17年社会保障給付費」

③ 児童健全育成

a) 児童虐待

a. 1. 児童相談

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に児童相談所が設けられており、児童に関する様々な問題に関して家庭や学校等からの相談に応じている。その受付件数は平成18（2006）年には38万件をこえている。

図表 1 1-10 児童相談所受付件数及び対応件数

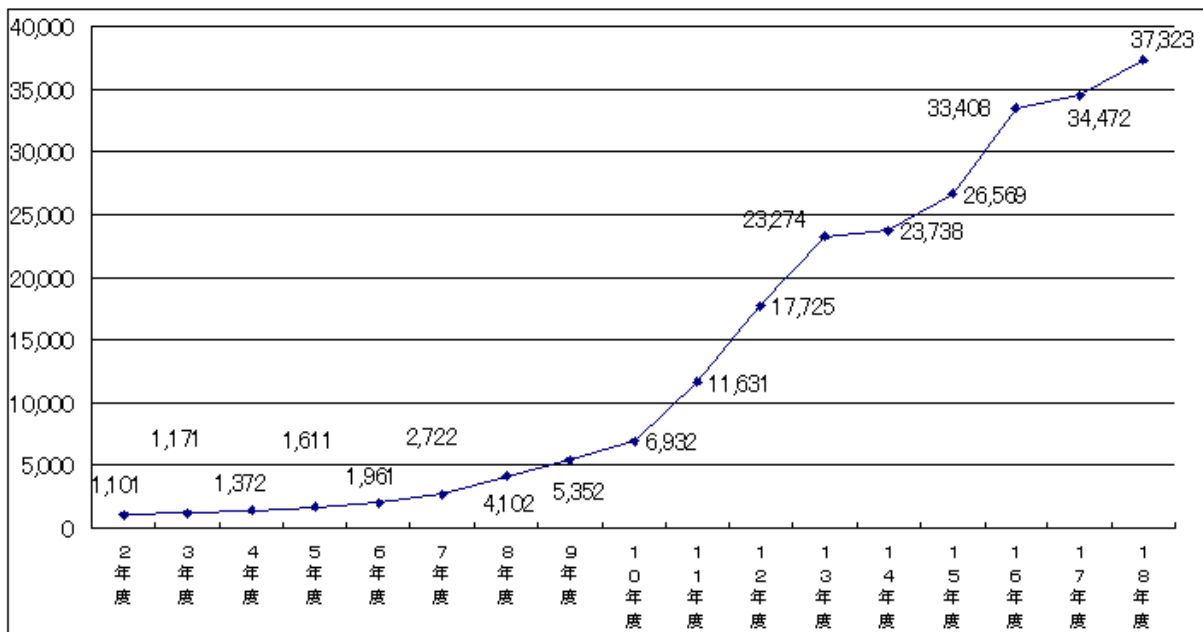
	受付件数	対応件数
平成2年度	274,838	275,653
平成7年度	313,014	312,453
平成12年度	362,142	361,124
平成16年度	352,614	351,838
平成17年度	349,875	349,911
平成18年度	380,961	381,757

資料) 厚生労働省「平成18年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

a. 2. 児童虐待相談件数

児童虐待への対応については、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が施行され、その後平成16（2004）年には、児童虐待防止法および児童福祉法の2つの法律が改正され、充実が図られてきた。しかし、全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は増加しており、平成18（2006）年度は37,323件となっている。

図表 1 1-11 児童虐待相談件数



出典) 厚生労働省「社会福祉行政業務報告結果の概要（福祉行政報告例）」（平成19年7月）

b) 放課後児童

厚生労働省は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童のために適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を実施し、平成 19（2007）年（5月1日時点）全国 16,685 か所、登録児童数 74 万 9,478 人となっている。

平成 19（2007）年度からは、文部科学省「地域子ども教室推進事業」（平成 18（2006）年度実施か所数：全国 8,318 か所、平成 19（2007）年度からは「放課後子ども教室推進事業」と連携し、「放課後子どもプラン」を創設し、すべての小学校区での実施を目指している。

図表 1 1-12 放課後児童クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況（各年 5 月 1 日現在）

区分	平成 19 年	平成 18 年	増 減
クラブ数	16,685 か所	15,857 か所	828 か所
登録児童数	749,478 人	704,982 人	44,496 人
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.2% (1,611 市町村)	86.8% (1,599 市町村)	1.4 ポイント (12 市町村)
未実施市町村数	216 町村	244 市町村	△28 市町村

資料) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成